

超高齢社会と葬儀・法要等の死後の事務

大東文化大学大学院教授 石川美明

今日、わが国では核家族化・少子化・高齢化が進行し、寄る辺のない身の高齢者が増加している（高齢者の孤立化）。その結果、自己の死後の事務（葬儀・法要等）処理を「他人」に委託せざるをえない者 あるいは、疎遠な相続人に委ねず、信頼する身近な「他人」に委託することを希望する者 が増加している。この社会的ニーズにこたえるために、「死後事務処理委託契約」が利用されることが多いという。

そこで、本報告では、この「死後事務処理委託契約」の問題点について検討する。

1 はじめに

- (1) 人口構造の高齢化
- (2) 死後事務委任契約と任意後見契約

2 委任者の死亡と委任契約の終了

- (1) 立法者意思
- (2) 学説
- (3) 判例

3 委任者死亡後の委任存続の根拠

- (1) 明文規定
- (2) 委任不終了特約

4 委任者死亡後の委任関係

- (1) 委任契約の当事者
- (2) 受任者の通知義務と相続人の指示権

5 相続人の解除権と相続法秩序

- (1) 葬儀・法要の実施とその費用の支払い
- (2) 生前債務の支払い

6 おわりに

- (1) 死後事務委任契約の問題点
- (2) あるべき予防法学